

平成23年5月18日
岡山市消費生活センター

催眠商法にご用心！
～ タダより高いものはありません ～

事例1

買い物に行ったスーパーの前で呼び止められ、安眠できる匂い袋をもらったが、「もっといいものがもらえる」と誘われ、そのまま近くのビルの一室へ連れて行かれてしまった。同じような年代の人が大勢集まっていて、「欲しい人は手を挙げて！」等と言われ、無料で日用品が配られていた。自分も、その場の雰囲気の流れに流されてしまい、手を挙げて日用品をもらっているうちに、健康の話になり、最後に布団を紹介された。思わず手を挙げ契約してしまった。

事例2

畑仕事をしていると「おばさん、おいで」と若い男性に腕を引っ張られるようにして、近所の家へ連れて行かれた。近所のお年寄りが15人程集まっていた。味噌や洗剤、プラスチック容器などをもらった。異様な雰囲気なので帰ろうとしたら、「どこに行くんだ。座ってる」と怒鳴られた。20万円もする温浴機械の説明があり、威圧的な態度で迫られ、また出入り口には男性が立っていて、恐くて帰れず、断りきれず仕方なく契約した。



被害にあわないためのアドバイス

商品の無料配布を口実に販売目的を隠したまま、高齢者等を会場（空き店舗や団地の一室）に誘い込みます。

会場では商品を無料で配布し、得た気分させて最後に高額な健康器具、布団などを売りつけるSF商法（催眠商法）の手口です。

クーリング・オフは可能ですが、業者と連絡が取れない場合、返金が困難となります。「格安」「無料」などと誘われても、安易に会場に近づかないようにしましょう。

少しでも不審に感じたり、契約に納得がいけないときは消費生活センターに相談するようにしましょう。

| | |
|-------------|---------------|
| 岡山市消費生活センター | |
| 電話 | (086)803-1109 |
| 相談日 | 月曜～金曜 |
| 時間 | 9時～16時 |

または

| | |
|-------------|----------------|
| 岡山県消費生活センター | |
| 電話 | (086)226-0999 |
| 相談日 | 火曜～日曜 |
| 時間 | 9時～12時、13時～17時 |